

2023年度 事業所による自己評価表

児童発達支援事業所 ほぷり和光教室

回答職員数 8名 公表日: 2024年7月19日

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	8		
	2 職員の配置数や専門性は適切である	8		
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	8		建物の構造上、全てバリアフリーにすることはできませんが、配慮が必要と考えられる箇所に張り紙でお子さんにわかりやすく表示する、階段に手すりを付けるなど、安全面に気を付けています。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	8		
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	7	1	全体ミーティングを通じて、職員が情報共有、検討し、業務改善に繋げていけるよう検討していきます。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	8		評価表による保護者様のご意見を踏まえて、対策を考え、改善できることはできるだけ早く実施するよう努めています。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	8		
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		8	業務改善に関する外部評価は受けていませんが、系列の事業所間で定期的に連絡会議による情報共有を行って、業務改善に繋がっています。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	8		職員の専門性と技術向上のために、毎週スーパーバイザーによる指導やアドバイスを受けています。隔月の研修も行っており、外部研修等へも参加しています。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	8		児童発達支援管理責任者によるモニタリングと、療育担当者との入念な検討を行った上で支援計画を作成しています。
	11 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	8		つみきBOOKをアセスメントツールとして使用しています。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8		今後の児童発達支援計画書上には、「発達支援」「家族支援」「地域支援」について項目分けした上で支援内容を設定し、より分かり易く示します。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	8		
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	8		個別療育のプログラムは、児童発達支援管理責任者に必要に応じ相談を行って計画しています。小集団療育では、毎回のミーティングを行いプログラムを立案しています。
	15 活動プログラムが固定化しないように工夫している	8		
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	8		

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	8		その日の予定や配慮すべき事項など、職員間で共有しています。チームで活動する小集団療育の担当者は、細かい打ち合わせを行っています。	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8			
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	8			
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	8			
保護者への説明責任等	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	8			
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている		8		
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている			—	該当なし
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている			—	該当なし
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8			保育所、認定こども園、幼稚園と併行通園のお子さんが殆どですが、保育所の転園、療育園などへの移行の際に、保護者様のご相談に乗ったり、ご要望があれば移行先へ支援内容の情報共有を行います。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8			年長児のお子さんの就学先へは、支援内容の情報共有を行っています。
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	8			保護者様のご要望によって、併用して通う児童発達支援事業所への訪問、または先方からの見学の受け入れも行うなどの連携をしています。聴覚障害のお子さんが通所された際には、人口内耳の研修を受けました。
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、生涯のない子どもと活動する機会がある			8	
	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している			8	
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	8			
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	8			ペアレントトレーニングという勉強会の機会は引き続き検討していきます。当事業所は、保護者様が療育に同室できるため、日頃のセラピーの中で、育児のご質問を受けたり、お子さんの特性に合わせた関わり方法などのアドバイスをお伝えしています。
32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	8				

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	8		
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	8		基本的に保護者様同席で療育をするので、日頃から子育ての悩みを伺い助言を行っています。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	8		お楽しみ会を開催し、その中で保護者同士の交流会を行いました。 また、障害を持つお子さんの親御さんがホームセラピーや学びの場としている「つみきの会」について、情報を掲示するなどの活動支援を行っています。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8		保護者様のご要望があった場合、迅速に対応してきましたが、より周知が行き届くように対策していきます。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	8		個別療育なので活動や行事をお知らせするような会報はありませんが、公式LINEを使って、スケジュールやご連絡などの情報を発信しています。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	8		
	39 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8		保護者様の心身の状況や意向などに配慮し、信頼関係を丁寧に築くことを大切にしながら、意思疎通や情報伝達をしています。
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		8	事業所が小さな一軒家であるため、地域住民を招待することが難しいです。
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8		
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	8		
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	8		
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	8		
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	8		
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8		第三者委員参加の虐待防止委員会を設置して検討を行い、職員に周知の研修も行っています。
47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	8		身体拘束についての方針を組織的に決定し、職員に研修を行って周知しております。	